

hi-hoでんき 重要事項説明書

本書面は重要な内容ですので、必ずご確認をお願い致します。

1. 小売電気事業者

HTB エナジー株式会社
福岡県福岡市中央区天神3丁目9番25号東晴天神ビル
小売電気事業者の登録番号：AO172
お問い合わせ窓口
・電話：050-3852-1193（平日10：00～18：00）

2. 取次業者

株式会社ハイホー
東京都豊島区西池袋2-41-8 IOBビル3F
代表取締役 鈴木 武人
お問い合わせ窓口
・電話：0120-858140（hi-hoインフォメーションデスク 9:00～18:00）
・お問い合わせフォーム：<http://hi-ho.jp/support/contact/mail.php>

※hi-hoでんきは、株式会社ハイホーが取次契約を締結する小売電気事業者である HTB エナジー株式会社から低圧で供給される電気をお客さまに販売いたします。

3. 電気需給契約の申込方法

インターネット、電話等を通じてのお申し込みが可能です。

4. 電気供給開始の予定年月日

- ① 現在電気をご利用中の場所において、他の小売電気事業者から当社に電気需給契約を切り替える場合の供給開始日は、お客さまがお申込みいただいた後、新旧小売電気事業者双方の契約切り替え手続きが完了し、一般送配電事業者が定める所定期間を経た後の検針日となります。なお、新旧小売電気事業者双方、および一般送配電事業者の所定手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- ② 初めて電気をご利用になる場所（入居時など）において、当社と電気需給契約をする場合の供給開始日は、原則としてお客さまがご希望された日となります。
- ③ 当社は、お客さまの電気需給契約のお申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- ④ 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

5. 電気需給にかかる料金および当該料金の算定方法

料金には、基本料金、従量料金、燃料費調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下、料金等という。）を加算いたします。（詳しくは、「hi-hoでんき約款」でご確認いただけます。）

6. 料金等のお支払い方法

口座振替払い、クレジットカード払い、コンビニエンスストア払い、銀行振込の方法によります。

7. 工事費にかかる事項

① 工事負担金

お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をとまなわないう、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給

等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合がございます。

② 工事費負担金の申受および精算

当社が託送供給等約款に基づき、工事費負担金を求められる場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合がございます。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものいたします。

③ 供給開始に至らないで電気需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで電気需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合がございます。なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合がございます。

8. その他ご負担いただく費用

① 料金等以外の各種費用は、発行した翌月の料金等と併せて請求いたします。

② お客さまが料金支払期日を経過しても、なお支払われない場合、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に応じて年率14.6%（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の割合で算定した延滞利息を、延滞利息が発生した月の翌月の料金と合算して請求いたします。

③ お客さまが料金を支払期日を超過してなお支払われない場合、当社判断にて翌月以降の料金等と併せて請求することがございます。

9. 契約電圧や契約電流

① 供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。

② 周波数は50ヘルツまたは60ヘルツです。

10. 使用電力量の計測および料金算定方法

① 使用電力量の計測

使用電力量の計量は、一般送配電事業者により託送供給等約款に従い行われるものいたします。計量された使用電力量はお客さまにお知らせいたします。

② 料金算定方法

・料金は、お客さまの使用電力量にもとづき、供給契約ごとに契約種別の料金を適用して算定いたします。

・料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

- 1) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合
- 2) 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより料金に変更があった場合
- 3) 料金の支払義務は原則として検針日に発生するものいたします。

11. 契約期間

契約期間は契約の効力発生日を基準とし、1年後の応当日といたします。お客さままたは当社より申し出が無い限り同一条件で以降1年間毎の自動更新といたします。

12. 解約（強制解約含む）および他小売電気事業者への契約切り替え

① 解約については、弊社インフォメーションデスクでのお申込みにて受付いたします。

② お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、電気需給契約をお客さまに対する通知により解約することがございます。

- ・お客さまが、電気需給契約のお申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等、電気の使用開始を始めた時期に関し事実と反する申出を行った場合。
- ・他人になりすまして各種サービスを利用した場合
- ・他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合
- ・電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用される場合
- ・お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ・当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ・電気の使用にとまなうお客さまの協力が得られない場合
- ・当社のサービスの運営を妨げる行為を行う場合

- ③ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は電気需給契約を解除することがございます。
 - ・お客さまが電気料金（この契約以外の電気料金を含みます）当社が定める支払期限を経過してなお支払われない場合
 - ・約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ・お客さまが反社会勢力であると判明した場合、もしくは反社会勢力と判断される状態となった場合
 - ・その他お客さまが約款に違反した場合
- ④ お客さまが、電気需給契約の廃止による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約は消滅するものといたします。

13. お客さま側の調査・保安等に関するご協力

① 調査に関するご協力

- ・お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。
- ・一般送配電事業者は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。

② 保安等に関するご協力

- ・次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
 - 1) お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - 2) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- ・お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがございます。

14. 電気の使用方法

お客さまの電気の使用が他のお客さまの電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはそのおそれがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

15. その他

- ① お客さまが契約開始以前に電気を使用していた場合の電力使用は無契約での電力使用となるため、遡及して当社との契約が必要になります。
- ② 当社と新規にご契約いただくことに伴い、ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性がございます。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せください。
- ③ hi-hoでんき「みんなスマイルプラン」または「ずっとシンプルプラン」（以下対象プランという）にお申込みのお客様については、匠ワランティアンドプロテクション株式会社が提供する「つながる修理サポート（S）」サービスを利用することができるものといたします。（法人または屋号名義でのお申し込みの場合は、「つながる修理サポート（S）」サービスを利用することができません。）
 - ・「つながる修理サポート（S）」サービスは契約者と匠ワランティアンドプロテクション株式会社との間で締結されるものといたします。
 - 「つながる修理サポート（S）」の規約および利用方法の詳細については、以下のURL でご確認頂けますようお願いいたします。
<https://takumiwp.co.jp/service/tsss>
 - ・「つながる修理サポート（S）」の契約期間は、hi-hoでんきの契約期間と同じ期間となります。
 - ・対象プランを継続利用いただける場合に限り、「つながる修理サポート（S）」の利用料金（通常税抜価格：200 円/月）は当社が負担するものといたします。
- ④ 天災地変やスマートメーターの不具合などによる、正確な時間帯別計量が行なえなかった場合でも、当社は特別な対応を行いません。

個人情報の取り扱いについて

ご登録いただきましたお客さまの個人情報〔氏名、住所、電話番号等連絡先情報および小売供給等契約の契約番号、供給地点に関する情報（託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止処置方法）等〕は、当社および小売電気事業者・一般送配電事業者・電力広域的運営推進機関による託送供給契約または発電量調整供給契約の締結・変更または解約、小売供給契約または電気供給契約の廃止取次、供給地点に関する情報の確認、電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。また、当社および当社グループ会社（当社の親会社、当該親会社の連結子会社、持分法適用会社、関係会社、関連会社を含みます。）、その他協力会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理のもと利用すること、および当該利用のために提供することがあります。開示・提供する場合には、個人情報の保護措置を講じるものとし、また、第三者への開示・提供に関して、お客さまの申し出がある場合、第三者への開示・提供を停止させていただきます。なお、開示・提供方法は、ASPサービスを利用した提供、電子メールによる提供およびクラウドサービスを利用した提供とします。

詳細は当社ホームページのプライバシーポリシー（<https://hi-ho.co.jp/privacy.php>）をご参照ください。

クーリング・オフに関するお知らせ

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、当社からお客さまにお送りする本書面をお客さまが受領した日を含めて8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。
2. この場合、
 - ①お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ②すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
 - ③お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - ④お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
 - ⑤お客さまの土地または建物その他の工作物の原状が変更された場合は、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
4. クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送ください。

名称：株式会社ハイホー インフォメーションデスク

住所：〒683-0067 鳥取県米子市東町234番米子開発ビル2F